

障害のある児童生徒の学校臨時休業にともなう居場所確保について

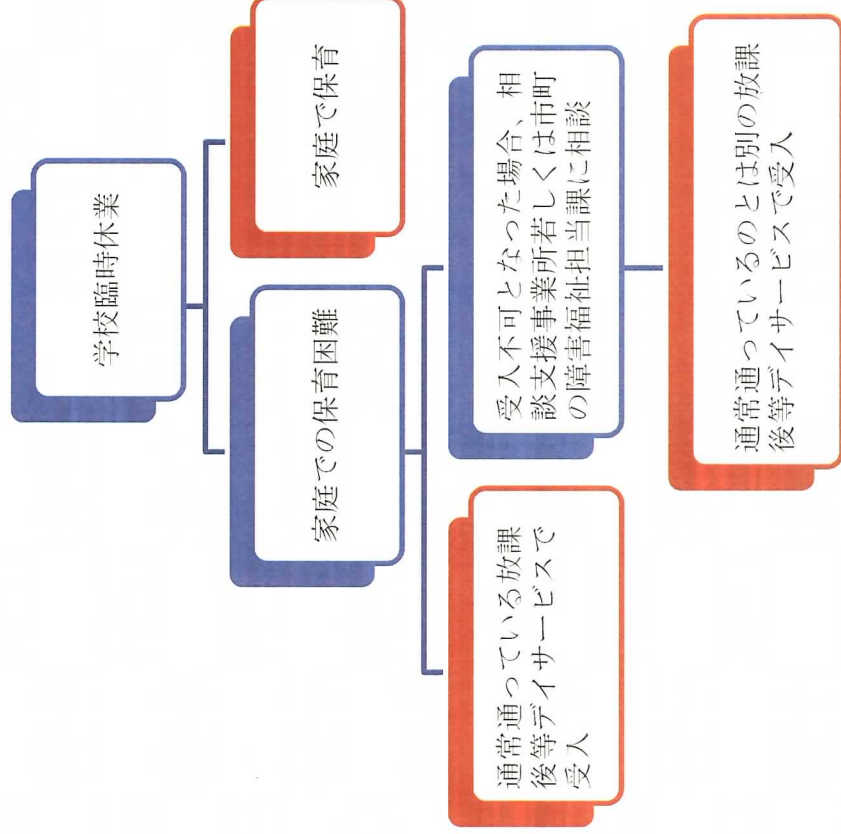
普段放課後等デイサービスを利用している場合

- ①家庭での保育が困難な場合、まずは通常利用している放課後等デイサービスにご相談ください。
- ②受け入れが難しい場合は、相談支援事業所又は市町の障害福祉担当課にご相談ください。

普段放課後等デイサービスを利用していない場合

- ①受給者証をお持ちの方は、相談支援事業所に相談してください。
- ②受給者証をお持ちでない方は、市町の障害福祉担当課にご相談してください。

市町障害福祉窓口（行政順）	
相生市	Tel.0791-22-7167
たつの市	Tel.0791-64-3204
宍粟市	Tel.0790-63-3101
太子町	Tel.079-277-1013
上郡町	Tel.0791-52-1114
佐用町	Tel.0790-82-0661



※ 放課後等デイサービスを利用する場合は、事前に本人の体温を測定し、発熱がないことを必ず確認してください。